

被災宅地復旧支援事業における 補助金詐欺に注意!



甘い言葉に
だまされないで!

① 業者の甘い言葉



⚠️ 甘い言葉で勧誘する業者に注意!

② よく確認しないまま申請



⚠️ 内容を理解しないままサインをしない!

③ 後から問題が発覚



⚠️ 「知らなかった」では済まされません!

④ 不正受給 = 詐欺行為

(刑法第246条に基づく犯罪です)



返還請求、告発等の対象になります。

≧ このような言葉が出たら要注意! ≦



自己負担は
ありません



内容は見なくて
大丈夫です



みんなやって
います

不安なときは、
まず**ご相談**ください!

契約前・申請前の相談が、
トラブル防止につながります。
分からないことや不安なことは、
お気軽にご相談ください。

相談窓口

七尾市建設部都市建築課
TEL: (0767) 53-8469
七尾市消費生活センター
TEL: (0767) 53-1112

一人で悩まず、まずはご相談を!

詐欺行為に加担しないために、**正しく申請**しましょう。